

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（介護等の体験を行う施設）</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二〇九（略）</p> <p>九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター</p> <p>十（略）</p>	<p>（介護等の体験を行う施設）</p> <p>第二条 特例法第二条第一項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設</p> <p>二〇九（略）</p> <p>九の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設及び地域活動支援センター</p> <p>十（略）</p>